

受付印

給与支払報告書 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

和木町長行 年 月 日 提出	給与(特別徴収義務者)支払者	名称(氏名)	印	この届に 応答される方	課 係	特別徴収義務者指定番号		
		個人番号又は法人番号	氏名					
		所在地(〒 -) (住所)	電話		給与所得者宛名番号			
給与所得者	フリガナ 氏名	新 性	特別徴収税額 (年 税 額)	徴 収 済 額	未徴収済額	異動年月日	異 動 の 事 由	退職時までの 給 与 支 払 額
	個人番号		⑦	月分 月分 から まで	月分 月分 から まで	年	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠	円
	異動後の住所 (給与の支払いを受けなくなった後の住所)		円 ①	円 ② (⑦-①) 円		月 日	5 死亡 6	控除社会保険料額 円

◎転勤等による新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄に記載してください。

新 し い 勤 務 先		
所在地 (〒 -)	名 称 (電話)	月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。

◎退職等による残税額の「一括徴収」をする場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	徴 収 予 定		
1 異動が 年12月31日 までで申出があったため。 (月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記②と同額)
2 異動が 年1月1日 以後のため。	•	円	円
異 動 者 印	•	円	
備考 一括徴収した税額は 月分(月 日納期限分)の納入書で納入します。			

※和木町記入欄

所 得 割	均等割	年 税 額	処 理 事 項							
			納 徴 通 調 入							
普	1	2	3	4	特	6	7	8	9	10
徴					徴					
	11	12	1	2	3	4	5	処理年月日		
								年 月 日		

※記載にあたっては、裏面の給与支払報告書・特別徴収にかかると給与所得者異動届出書記載要領をご覧ください。

給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書記載要領

1 給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

この届出書は、すでに提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに提出してください。

2 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の町県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収することとなった場合の届出書は、特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与所得者宛名番号」欄には、これらの提出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

4 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

5 未徴収税額の徴収方法

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には「特別徴収継続」欄に記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与または退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には「一括徴収」欄に記載してください。

(注 次の理由に該当する場合は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

ア 異動が12月31日までで、一括徴収を希望する。

イ 1月1日以降の退職である。

(死亡による退職を除く。)

(3) 上記(1)、(2)以外は、普通徴収(個人払い)となります。

6 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

7 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与または退職手当等の支給月日を記載してください。

8 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職者の申出額または一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。

9 ※印の欄は、記載しないでください。